

# 自費工事に伴う街路樹、植樹帯の移植・撤去について

※公園課では植栽の協議のみ行います。  
そのほかの申請については道路管理課にお問い合わせください。

## 1 協議・申請

- (1) **街路樹等移植復旧等工事協議申請書**（別紙1）（以下申請書）で申請をお願いします。**工事内容がわかる資料（案内図・詳細図・現場写真等）**と申請書を【gairojyu-jihikouji.4sj@city.taito.tokyo.jp】宛にお送りください。
- (2) 申請内容に問題がなければ協議完了となりますので、公園課受付番号をメール等にて発行します。
- (3) 公園課受付番号を申請書に記入の上、道路管理課等の申請へお進みください。

## 2 工事前の書類提出等

- (1) **着手届**（別紙2）を【gairojyu-jihikouji.4sj@city.taito.tokyo.jp】宛に送付してください。
- (2) 工事中に問題があった場合は、直ちに道路管理課及び公園課に連絡してください。

## 3 工事後の書類提出等

- (1) **完了届**（別紙3）及び**工事写真**（工事前、工事中、工事後が必要）を【gairojyu-jihikouji.4sj@city.taito.tokyo.jp】宛にお送りください。
- (2) 工事後、不備があった場合は連絡をします。手直し等の対応を行ってください。

## 4 注意事項

- (1) 樹木の移植・新植等は造園業者により施工してください。
- (2) 控木の構造・詳細は、東京都建設局標準構造図集によります。
- (3) 植栽用土の復旧はガラ（碎石）と混ぜないでください。又、土を補充する場合は、黒土（畑土）を使用してください。植栽用土の深さは高木 90 cm、低木 45 cm とします。
- (4) 既存木の移植が枯死につながる可能性が高い場合は、規定規格（別紙4）の苗木による新植を認めます。
- (5) 永久撤去により植樹帯を一部撤去し、残る植樹帯の有効延長が「内のり 1.2 m ※」未満となる場合は、1.2 m 未満の植樹帯も合わせて撤去し、歩道へ復旧してください。（歩道の構造については、道路管理課にて確認下さい。）※植樹帯の内側（土の部分）が 1.2 m
- (6) 永久撤去の場合は原則、申請者による代替植栽地の提示をお願いします。代替植栽地の候補地がないなど、提示が難しい場合はご相談ください。
- (7) 一時撤去の場合は、一時保管しておく苗圃の所在地をお知らせください。

担当：台東区都市づくり部公園課公園工事担当

電話：03-5246-1322 FAX：03-5246-1319

メールアドレス：gairojyu-jihikouji.4sj@city.taito.tokyo.jp